公 告

次のとおり条件付一般競争入札(事後審査型)を行います。

令和3年11月26日

収支等命令者 佐賀県県土整備部 建設・技術課長 楠 英人

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 「高校生のための建設業合同企業説明会」会場設営業務
- (2) 委託業務の仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和3年12月14日まで
- (4) 履行場所 仕様書のとおり

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。 なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 佐賀県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (2) 過去2年間に国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体との間において、当該契約と同種の契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまで に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届と関係資料を令和3年11月29日(月)午後4時までに下記の担当課に持参又は郵送してください。(郵送の場合は簡易書留により同期限までに担当課へ必着)

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。 また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

- (1) 提出書類
 - ア 入札参加届【様式1】
 - イ 営業概要書【様式2】
 - ウ 同種業務の履行実績調書【様式3】(過去2年間の国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体との同種契約の実績について記入の上、提出してください。)
- (2) 担当課

佐賀県県土整備部建設・技術課

〒840-8570

佐賀県佐賀市城内一丁目 1番 59号

電話:0952-25-7153

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 3の(2)の担当課に同じ。
- (2) 入札説明会

実施しません。

- (3) 入札及び開札の日時並びに場所
 - ア 日時 令和3年11月30日(火)午前10時
 - イ 場所 佐賀市城内一丁目 1番 59号 佐賀県庁 11階 新館 3号会議室
 - ウ 入札方法

入札書は別紙【様式4】により作成してください。

また、封筒に氏名(法人の場合はその名称又は商号。以下同じ。)及び「令和3年11月30日(火)開封 < 高校生のための建設業合同企業説明会会場設営業務委託 > に係る入札書在中」と朱書きし、担当課に持参又は郵送してください。

なお、郵送の場合は簡易書留とし、令和3年11月29日(月)午後5時までに担当課に 必着とします。

また、代理人が入札する場合は、入札前に「委任状」を提出してください。

(4) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行ないます。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行ないます。

5 その他

- (1) 入札保証金
 - ア 入札書の提出期限までに、見積金額の 100 分の 5 以上に相当する金額を納付してください。
 - イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第 1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。
 - (ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)
 - (1) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の 10 分の8以内で換算して得た金額
 - (ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額
 - (I) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後である ときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場 における手形の割引率によって割り引いて得た金額)
 - (1) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額
 - (カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額
 - ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。
 - (ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合は、入札保証金の納付が免除される。
 - (4) 2に掲げる要件の全てを満たす者で、過去2年間に国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、

これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれが ないと認められる場合

(2) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第 116 条の規定に基づき、(1)のイの(ア)から(カ)までに掲げる価値の担保を供することができます。
- ウ 次に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する者
 - (4) 2 に掲げる要件の全てを満たす者で、過去 2 年間に国(公社、公団及び独立行政法人を含む。)又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (4) 次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。
 - ア 参加する資格のない者
 - イ 当該競争について不正行為を行なった者
 - ウ 保証金を納入しない者及び保証金の納入額が不足する者
 - エ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
 - オ 1人で2以上の入札をした者
 - カ 代理人でその資格のない者
 - キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者
- (5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行する ことができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。
- (6) 落札者の決定方法
 - ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行ない、入札参加資格を有している場合に落札者とし

ます。

- イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者 として入札参加資格の確認を行ない、落札者の決定まで同様に繰り返します。
- ウ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。
- エ 第1回目の開札の結果、最低の価格が予定価格を超える場合は、直ちに再度入札(第1回目を含めて2回を限度)を行います。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行います。
- (7) 契約書作成の要否

要

(8) 問合せ先

佐賀県県土整備部建設・技術課 建設業担当

電話:0952-25-7153